

令和2年度

矢巾町 一般不妊治療費助成事業のお知らせ

矢巾町では、不妊治療のうち、保険適用外の一般不妊治療（検査及び治療）を受けたご夫婦に対して、経済的負担の軽減を図ることを目的に、その治療費の一部を助成いたします。

なお、本助成事業への申請は1年度ごとの申請が必要です。

.....○.....●.....○.....●.....○.....

申請期限 令和3年3月31日（水）まで

※この期間を過ぎますと、今年度の申請は受付できません。

令和2年度の申請対象 令和2年3月1日から令和3年2月末日までの間に受けた診療分

対象者 以下の要件を全て満たす方が対象となります。

- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦であること
- (2) 夫及び妻の前年の所得の合計額が730万円未満であること
- (3) 夫婦いずれか、または両方が町内に住民登録をしていること
- (4) 医療機関において不妊症と診断され、治療の必要性があると認められていること
- (5) 町内に住民登録をしている時点での治療であること

助成額 保険適用外の一般不妊治療に要した費用（自己負担分）の2分の1

（1 夫婦1年度につき上限10万円まで。1円未満の端数が生じた場合は切り捨てた額）

※自己負担額には、医療機関に支払った医療費のほか、院外処方による調剤費も含まれます。

※自己負担額には、文書料、食事療養費標準負担額、個室料等の直接的な治療費ではない費用は含みません。

※転入者で、他市町村で助成されていた時期に係る一般不妊治療の費用は含みません。

助成対象となる治療及び期間の範囲

○治療の範囲：夫婦が医療機関で受けた保険診療の適用とならない一般不妊治療（検査及び治療）

※以下は本事業対象に含まれません。

- ・体外受精及び顕微授精
- ・夫婦以外の第三者からの精子又は卵子の提供による不妊治療

○期間の範囲：一般不妊治療を開始した日^注から起算して2年間（24カ月間）

注）一般不妊治療を開始した日とは、初回申請時の様式2「矢巾町一般不妊治療費助成事業受診等証明書」記載の「今回の治療期間」の開始日とします。ただし、前年度の内容を含む場合には、助成対象となる治療期間の開始日とします。

※ 町内に住民登録をした日以降の治療を対象とします。

※ 助成開始月が年度途中となった場合で、1年度目の助成額が10万円未満の場合は3年度以降の治療について、1年度目の12か月に満たなかった残りの月数以内で、10万円に満たなかった額を上限に助成を受けることができます。

※ 医師の判断によりやむを得ず治療を中断した場合、その中断期間のうち助成のなかった月数以内で助成期間を延長することができます。（医師の証明が必要。）

(例1) 2018年3月診療分から2年間助成を受けた場合					(例2) 2017年10月診療分から2年間助成を受けた場合							
診療月	2018年	2019年	2019年	2020年	診療月	2017年	2018年	2018年	2019年	2019年	2020年	
	3月	～	2月	3月	～	2月	3月	～	2月	3月	～	9月
	← 10万円 →		← 10万円 →			← 5万円 →		← 10万円 →		← 5万円 →		

～ 裏面もご確認ください ～

申請に必要なもの

- (1) 矢巾町一般不妊治療費助成金交付申請書
- (2) 矢巾町一般不妊治療費助成事業受診等証明書（医療機関が記載）
※**院外処方ありの場合**は別途、薬局が記入した受診等証明書が必要となる場合がありますので、
下記問い合わせ先まで事前にお問い合わせください。
- (3) 申請する治療に係る医療機関の発行した領収書及び診療明細書（院外処方薬に係る薬局の領収書及び保険調剤明細書を含む。）
- (4) 通帳 ※口座名義人は申請者と同じ方をお願いします。
- (5) 印鑑（認印可、シャチハタ不可）
- (6) 夫及び妻の所得額を証明する書類（所得・課税証明書）
住民登録日（転入日など）によって、下記のとおり「所得を確認できる書類」が必要になります。ご用意いただく書類の年度は次のとおりです。なお、源泉徴収票では受付できません。

申請書等はさわやかハウスの窓口で配布または矢巾町ホームページよりダウンロードできます。

申請日	住民登録日	所得を確認できる書類
令和2年4月～5月	平成31年1月1日以前	必要ありません
令和2年4月～5月	平成31年1月2日以降	平成31年度所得・課税証明書
令和2年6月～令和3年3月	令和2年1月1日以前	必要ありません
令和2年6月～令和3年3月	令和2年1月2日以降	令和2年度所得・課税証明書

【注意】夫及び妻の収入がない場合にもその証明として、所得・課税証明書の提出が必要です。

《※夫婦いずれかが矢巾町に住民登録がない場合》

- (7) 婚姻の事実を証明する書類（戸籍謄本）
- (8) 住所地を証明する書類（住民票）

手続きについて

- 申請手続きは、矢巾町役場健康長寿課窓口（さわやかハウス）で行ってください。
- 上記の**申請に必要なもの**をご確認いただき、お持ちください。
- 申請いただいた書類を確認する際、お時間をいただくことがございますので、時間に余裕を持ってお越しください。

問い合わせ
申請窓口

矢巾町役場健康長寿課健康づくり係（さわやかハウス）
〒028-3615 矢巾町大字南矢幅 14-78
電話 019-611-2826・2825 Fax 019-698-1214
（問い合わせ、窓口開庁時間：平日 8:30～17:15）